

財務省告示第四百五十九号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二百一一条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次の如く改訂し、平成十八年一月一日以後統計上記されたる貨物について適用する。

平成十七年十一月九日

財務大臣 谷垣 植一

輸出統計品目表第1八三一・一〇四号を除む。

2831.10	000	- ナトリウムのもの	K G
---------	-----	------------	-----

同表第1八三一〇四・一・二号を除む。

3204.11	000	- - 分散染料及びこれをもととした調製品	K G
---------	-----	-----------------------	-----

同表第1八三一〇四・一・三号を除む。

3204.13	000	- - 塩基性染料及びこれをもととした調製品	K G
---------	-----	------------------------	-----

同表第1八三一〇四・一・四号を除む。

3204.14	000	- - 直接染料及びこれをもととした調製品	K G
---------	-----	-----------------------	-----

同表第1八三一〇四・一・五号を除む。

3204.16	000	- - 反応染料及びこれをもととした調製品	K G
---------	-----	-----------------------	-----

同表第1八三一〇四・一・六号を除む。

3207.10	000	- 調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具その他これらに類する調製品	K G
---------	-----	---------------------------------	-----

同表第1八三一〇四・一・七号を除む。

3703.10	000	- ロール状のもので、幅が610ミリメートルを超えるもの	S M	K G
---------	-----	------------------------------	-----	-----

回表第十九回・四〇印や六〇六〇上品も。

3915.90		- その他のプラスチックのもの		
	100	- - ポリ(エチレンテレフタレート)のもの	K G	
	900	- - その他のもの	K G	

回表第二回・四〇印や六〇六〇上品も。

4820.50	000	- アルバム(見本用又は収集用のものに限る。)	D Z	K G
---------	-----	-------------------------	-----	-----

回表第三回・一〇印や六〇六〇上品も。

5602.10	000	- ニードルルームフェルト及びステッチボンディング方 式により製造した織物類	S M	K G
---------	-----	---	-----	-----

回表第四回・一〇印や六〇六〇上品も。

5602.90	000	- その他のもの	S M	K G
---------	-----	----------	-----	-----

回表第五回・一〇印や六〇六〇上品も。

r		- - - 合成纖維製のもの		
	110	- - - - たてメリヤスのもの	S M	K G
	190	- - - - その他のもの	S M	K G
		- - - 再生纖維又は半合成纖維製のもの		
	210	- - - - たてメリヤスのもの	S M	K G
	290	- - - - その他のもの	S M	K G

」 も

r	100	- - - たてメリヤスのもの	S M	K G
	900	- - - その他のもの	S M	K G

」 也

改め^新

回帳紙KOOI・六|印母

r		- - - 合成繊維製のもの			
		- - - - ナイロンその他のポリアミド製のもの			
111		- - - - - たてメリヤスのもの	S M	K G	
119		- - - - - その他のもの	S M	K G	
		- - - - - ポリエステル製のもの			
121		- - - - - たてメリヤスのもの	S M	K G	
129		- - - - - その他のもの	S M	K G	
		- - - - - アクリル又はモダクリル製のもの			
131		- - - - - たてメリヤスのもの	S M	K G	
139		- - - - - その他のもの	S M	K G	
		- - - - - その他のもの			
191		- - - - - たてメリヤスのもの	S M	K G	
199		- - - - - その他のもの	S M	K G	
		- - - 再生繊維又は半合成繊維製のもの			
210		- - - - たてメリヤスのもの	S M	K G	
290		- - - - その他のもの	S M	K G	」 も

r	100	- - - たてメリヤスのもの	S M	K G	
	900	- - - その他のもの	S M	K G	」 も

改め第80°

回帳紙KOO回・10印母

r		- - 合成繊維製のもの			
	210	- - - たてメリヤスのもの	S M	K G	
	290	- - - その他のもの	S M	K G	
		- - 再生繊維又は半合成繊維製のもの			
	310	- - - たてメリヤスのもの	S M	K G	
	390	- - - その他のもの	S M	K G	」 も

r		- - 人造繊維製のもの			
	410	- - - たてメリヤスのもの	S M	K G	
	490	- - - その他のもの	S M	K G	」 も

改め第80°

回帳紙KOO回・10印母

r		- - 合成繊維製のもの			
	210	- - - たてメリヤスのもの	S M	K G	
	290	- - - その他のもの	S M	K G	
		- - 再生繊維又は半合成繊維製のもの			
	310	- - - たてメリヤスのもの	S M	K G	
	390	- - - その他のもの	S M	K G	」 も

r		- - 人造繊維製のもの		
	410	- - - たてメリヤスのもの	S M	K G
	490	- - - その他のもの	S M	K G

改定第90°

■ ■ ■ K 00 H · III | 呼吸器用マスク等第90°

6005. 31	000	- - 漂白してないもの及び漂白したもの	S M	K G
----------	-----	----------------------	-----	-----

■ ■ ■ K 00 H · IIII | 呼吸器用マスク等第90°

6005. 32	000	- - 浸染したもの	S M	K G
----------	-----	------------	-----	-----

■ ■ ■ K 00 H · IIIII | 呼吸器用マスク等第90°

6005. 33	000	- - 異なる色の糸から成るもの	S M	K G
----------	-----	------------------	-----	-----

■ ■ ■ K 00 H · IV | 呼吸器用マスク等第90°

6005. 34	000	- - なせんしたもの	S M	K G
----------	-----	-------------	-----	-----

■ ■ ■ K 00 K · III | 呼吸器用マスク等第90°

6006. 31	000	- - 漂白してないもの及び漂白したもの	S M	K G
----------	-----	----------------------	-----	-----

■ ■ ■ K 00 K · IIII | 呼吸器用マスク等第90°

6006. 32	000	- - 浸染したもの	S M	K G
----------	-----	------------	-----	-----

■ ■ ■ K 00 K · IIIII | 呼吸器用マスク等第90°

6006. 33	000	- - 異なる色の糸から成るもの	S M	K G
----------	-----	------------------	-----	-----

■ ■ ■ K 00 K · IV | 呼吸器用マスク等第90°

6006. 34	000	- - なせんしたもの	S M	K G
----------	-----	-------------	-----	-----

■ ■ I I I O 呼吸器用マスク等第90°

「	400	- - 第61.10項のものと同一種類のもの	NO	KG	」 や
---	-----	------------------------	----	----	-----

並び

回形紙K III・III〇印母

「	300	- - 第61.05項（オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツのものに限る。）、第61.06項（ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツのものに限る。）、第61.09項（異なる色の糸より成るもの又はなせんしたものに限る。）及び第61.10項（トレーナーに限る。）のものと同一種類のもの	NO	KG	
400	- - 第61.10項（トレーナーを除く。）のものと同一種類のもの	NO	KG	」 や	

並び

回形紙K III・III〇印母

「	300	- - 第61.05項（オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツのものに限る。）、第61.06項（ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツのものに限る。）、第61.09項（異なる色の糸より成るもの又はなせんしたものに限る。）及び第61.10項（トレーナーに限る。）のものと同一種類のもの	NO	KG	
---	-----	--	----	----	--

400	- - 第61.10項(トレーナーを除く。)のものと同一種類のもの	N O	K G	」を
-----	-----------------------------------	-----	-----	----

並べ°

同表第六十・六〇印・六〇印をもつておる。

6111.90	000	- その他の紺織用纖維製のもの	N O	K G
---------	-----	-----------------	-----	-----

同表第六〇印・六〇印をもつておる。

7005.21	000	- - 色つきのもの、不透明のもの、色きせのもの及び單に表面を粗く磨いたもの	S M	K G
---------	-----	--	-----	-----

同表第六〇印・六〇印をもつておる。

7005.29	000	- - その他のもの	S M	K G
---------	-----	------------	-----	-----

同表第六〇印・六〇印をもつておる。

7013.99	000	- - その他のもの		K G
---------	-----	------------	--	-----

同表第六四・六・八印をもつておる。

8423.81	000	- - 最大ひょう量が30キログラム以下のもの	N O	K G
---------	-----	-------------------------	-----	-----

同表第六四・六・四印をもつておる。

8426.41		- - タイヤ付きのもの		
	100	- - - 中古のもの	N O	K G
	900	- - - その他のもの	N O	K G

同表第六四・六・四九印をもつておる。

8426.49		- - その他のもの		
	100	- - - 中古のもの	N O	K G

900	- - - その他のもの	N O	K G
-----	--------------	-----	-----

同表第六回 | 九・一 | 叫ねばくものとある。

8429. 11	- - 無限軌道式のもの		
100	- - - 中古のもの	N O	K G
900	- - - その他のもの	N O	K G

同表第六回 | 九・五 | 叫母

r	100	- - - 油圧式のもの	N O	K G
	900	- - - その他のもの	N O	K G

r	200	- - - 中古のもの	N O	K G
	800	- - - その他のもの	N O	K G

改める。

同表第六回 | 九・五 | 叫母

r	110	- - - 油圧式のもの(6トン未満のもの)	N O	K G
	120	- - - 油圧式のもの(6トン以上のもの)	N O	K G
	900	- - - その他のもの	N O	K G

r		- - - 油圧式のもの(6トン未満のもの)		
	111	- - - - 中古のもの	N O	K G
	119	- - - - その他のもの	N O	K G
		- - - 油圧式のもの(6トン以上のもの)		

121	- - - - 中古のもの		N O	K G	
129	- - - - その他のもの		N O	K G	
	- - - その他のもの				
910	- - - - 中古のもの		N O	K G	
990	- - - - その他のもの		N O	K G	」 <u>12</u>

故ある。

同表第八四三〇・一〇号を次のよひに改める。

8430.10	000	- くいけ打ち機及びくい抜き機	N O	K G
---------	-----	-----------------	-----	-----

同表第六四四六・一〇号を次のよつて改める。

8446.10 000 - 織幅が30センチメートル以下のもの N O K G

同表第八七〇・一・二〇号を次のとおり改める。

8701.30	- 無限軌道式トラクター		
100	- - 中古のもの	NO	K G
900	- - その他のもの	NO	K G

同表第九二〇三・一〇号を次のよつに改める。

9303.20	000	- その他のスポーツ用、狩猟用又は標的射撃用の散弾銃 (散弾銃とライフルとを組み合わせたものを含む。)	NO	K G
---------	-----	--	----	-----

中九七·一〇三〇二·第百四十一口目统计人輸

「 099 - - - その他のもの K G 」 始

「 104 - - - あゆ K G

	099	- - - その他のもの	K G	」 LJ
--	-----	--------------	-----	------

改め NQ°

回帳録〇三〇四・六〇四由

r	092	- - - さわら	K G	」 を
---	-----	-----------	-----	-----

改め NQ°

回帳録〇三〇六・一四由

r	120	- - - ずわいがに	K G	」 を
---	-----	-------------	-----	-----

r		- - - ずわいがに		
	121	- - - - べにずわいがに	K G	
	129	- - - - その他のもの	K G	」 LJ

改め NQ°

回帳録一六〇四・六〇四由

r		- - - あわび		
	291	- - - - 気密容器入りのもの	K G	
	292	- - - - その他のもの	K G	」 を

r	290	- - - あわび	K G	」 LJ
---	-----	-----------	-----	------

改め NQ°

回帳録一七一〇・一四由

r		- - - その他のもの		
---	--	--------------	--	--

291	- - - - 温度15度における比重が0.8494以下のもの	K L	K G
	- - - - その他のもの		
293	- - - - 液状の潤滑剤	K L	K G
299	- - - - その他のもの	K L	K G

」を

r	900	- - - その他のもの	K L	K G	」」
---	-----	--------------	-----	-----	----

改める。

同表第十九三・一九号を次の如く改める。

2921.22	000	- - ヘキサメチレンジアミン及びその塩	K G
---------	-----	----------------------	-----

同表第十九四・一九号中

r		- - - 2 - アクリルアミド - 2 - メチルプロパンスルホン 酸及びオキサミド		
	010	- - - - 2 - アクリルアミド - 2 - メチルプロパンスルホ ン酸	K G	
	022	- - - - オキサミド	K G	」を

r	020	- - - 2 - アクリルアミド - 2 - メチルプロパンスルホン 酸及びオキサミド	K G	」」
---	-----	---	-----	----

改める。

同表第十九三・九・九号を次の如く改める。

2939.91	000	- - コカイン、エクゴニン、レボメタンフェタミン、メ		
---------	-----	-----------------------------	--	--

		タンフェタミン(INN)及びメタンフェタミンラ セメート並びにこれらの塩、エステル及びその他の 誘導体	K G
回表第Ⅰ九四〇・九九四号を以て止む。			
2939.99	000	- - その他のもの	K G
回表第Ⅰ九四〇・〇〇四号			
r		- その他のもの	
	021	- - ソルボース	K G
	029	- - その他のもの	K G」を
r	090	- その他のもの	K G」に
改める。			
回表第Ⅰ九四一・一〇四号を以て止む。			
2941.20	000	- ストレプトマイシン及びその誘導体並びにこれらの塩	K G
回表第Ⅰ一〇三・一〇四号を以て止む。			
	3103.10	- 過りん酸石灰及び重過りん酸石灰	M T
回表第Ⅰ一〇四・一〇五号を以て止む。			
	3105.51	- - 硝酸塩類及びりん酸塩類を含有するもの	M T
回表第Ⅲ一〇四・一〇五号を以て止む。			
	3204.11	- - 分散染料及びこれをもととした調製品	K G
回表第Ⅳ一〇四・一〇五号を以て止む。			

3704.00	000	写真用のプレート、フィルム、紙、板紙及び紡織用纖維 (露光したもので、現像しないものに限る。)	K G
回表編川十〇六・一〇四や六〇六一〇二五〇九〇°			
3706.10	000	- 幅が35ミリメートル以上のもの	M
回表編川十〇六・九〇四や六〇六一〇二五〇九〇°			
3706.90	000	- その他のもの	M
回表編川九〇四・九〇四や六〇六一〇二五〇九〇°			
3905.99	000	- - その他のもの	K G
回表編川九〇七・六〇四や六〇六一〇二五〇九〇°			
3907.60	000	- ポリ(エチレンテレフタレート)	K G
回表編川九〇七・九〇四や六〇六一〇二五〇九〇°			
3907.91	000	- - 不飽和のもの	K G
回表編川九〇八・一〇四や六〇六一〇二五〇九〇°			
3908.10	000	- ポリアミド - 6、- 11、- 12、- 6・6、- 6・9、- 6・ 10又は - 6・12	K G
回表編川九〇九・一〇四や六〇六一〇二五〇九〇°			
3909.20	000	- メラミン樹脂	K G
回表編川九〇九・三〇四や六〇六一〇二五〇九〇°			
3909.30	000	- その他のアミノ樹脂	K G
回表編四〇〇一一・一九〇四や六〇六一〇二五〇九〇°			
4002.19	000	- - その他のもの	K G

回帳録四〇一・一〇印紙付六月上旬迄

4012.20	000	- 空気タイヤ(中古のものに限る。)	N O	K G
---------	-----	--------------------	-----	-----

回帳録四一〇三・一〇印紙

r		- - - - 野球用のもの		
	230	- - - - 野球用グローブ及びミット(バッティンググロープを除く。)	D Z	K G
	250	- - - - その他のもの	D Z	K G

」 も

r	210	- - - - 野球用のもの	D Z	K G
---	-----	----------------	-----	-----

」 也

改め

回帳録四一〇一・一〇印紙

r	023	- - - ミンクのもの		K G
---	-----	--------------	--	-----

」 も

改め

回帳録四二〇三・四一印紙付六月上旬迄

4403.41	000	- - ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及び メランチバカウ		C M
---------	-----	--	--	-----

回帳録四二〇三・四一印紙

r		- - - ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセ ラヤ、イエローメランチ及びアラン		
	110	- - - - 粗く角にし又は太鼓落としたもの	C M	
	190	- - - - その他のもの	C M	」 も

「	100	- - - ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ及びアラン	」 CM
---	-----	--	------

改める°

同表第四〇三・九九号中

「	210	- - - ふたばがき科のもの	CM
「	290	- - - 粗く角にし又は太鼓落としたもの	CM」を

「	200	- - - ふたばがき科のもの	CM」を
---	-----	-----------------	------

改める°

同表第五八〇六・三三一項中

「	021	- - - その他のもの	KG
「	029	- - - 合成纖維製のもの	KG」を

「	090	- - - その他のもの	KG」を
---	-----	--------------	------

改める°

同表第六一〇・九一項中もしくは九二項中

「	5810.92	- - 人造纖維製のもの	KG
---	---------	--------------	----

同表第六〇〇一・一〇項中もしくは九二項中

6001.10	000	- ロングパイル編物	K G
---------	-----	------------	-----

回表紙KOOI・III印やぶゆめいに記入。

6001.21	000	- - 縹製のもの	K G
---------	-----	-----------	-----

回表紙KOOI・III印やぶゆめいに記入。

6001.22	000	- - 人造纖維製のもの	K G
---------	-----	--------------	-----

回表紙KOOI・III印やぶゆめいに記入。

6001.29	000	- - その他の紡織用纖維製のもの	K G
---------	-----	-------------------	-----

回表紙KOOI・九印やぶゆめいに記入。

6001.91	000	- - 縹製のもの	K G
---------	-----	-----------	-----

回表紙KOOI・九印

r	011	- - - - - ナイロンその他ポリアミドのもの	K G
---	-----	---------------------------	-----

r	013	- - - - - アクリル又はモダクリルのもの	K G
---	-----	--------------------------	-----

r	091	- - - - - ナイロンその他ポリアミドのもの	K G
---	-----	---------------------------	-----

r	093	- - - - - アクリル又はモダクリルのもの	K G
---	-----	--------------------------	-----

削除。

回表紙KOOI・九九印やぶゆめいに記入。

6001.99	000	- - その他の紡織用纖維製のもの	K G
---------	-----	-------------------	-----

回表紙KOOI・四〇印

「		- - - 編製のもの		
	011	- - - - たてメリヤスのもの	K G	
	019	- - - - その他のもの	K G	」 も
「	010	- - - 編製のもの	K G	」 ム
「		- - - その他のもの		
		- - - - たてメリヤスのもの		
	027	- - - - - 人造繊維製のもの	K G	
	024	- - - - - その他のもの	K G	
	029	- - - - その他のもの	K G	」 も
「	020	- - - その他のもの	K G	」 ム
「		- - - - 編製のもの		
	031	- - - - - たてメリヤスのもの	K G	
	039	- - - - - その他のもの	K G	」 も
「	030	- - - - 編製のもの	K G	」 ム
「		- - - - 人造繊維製のもの		

	041	- - - - たてメリヤスのもの	K G	
	049	- - - - その他のもの	K G	」を
「	040	- - - 人造繊維製のもの	K G	」上
		- - - その他のもの		
	091	- - - たてメリヤスのもの	K G	
	099	- - - その他のもの	K G	」を
「	090	- - - その他のもの	K G	」上

改め
80°

回形紙K0011・K0012

		- - - - その他のもの		
	012	- - - - たてメリヤスのもの	K G	
	019	- - - - その他のもの	K G	」を
「	013	- - - - その他のもの	K G	」上
		- - - - その他のもの		
		- - - - たてメリヤスのもの		
「	027	- - - - 人造繊維製のもの	K G	

	024	- - - - - その他のもの		K G	
	029	- - - - - その他のもの		K G	」 も
「	022	- - - - - その他のもの		K G	」 ム
「		- - - - - その他のもの			
	032	- - - - - たてメリヤスのもの		K G	
	039	- - - - - その他のもの		K G	」 も
「	033	- - - - - その他のもの		K G	」 ム
「		- - - - - その他のもの			
	042	- - - - - たてメリヤスのもの		K G	
	049	- - - - - その他のもの		K G	」 も
「	043	- - - - - その他のもの		K G	」 ム
「		- - - - - その他のもの			
	092	- - - - - たてメリヤスのもの		K G	
	099	- - - - - その他のもの		K G	」 も

「	093	- - - - その他のもの	K G	」 」
---	-----	----------------	-----	-----

改る NQ°

回形紙 KOOIII・10印母

「	011	- - 模様編みの組織を有するもの	K G	
	019	- - - たてメリヤスのもの	K G	
	021	- - - その他のもの	K G	
	029	- - - 他のもの	K G	」 も

改る NQ°

回形紙 KOOIII・110印母

「	010	- - 模様編みの組織を有するもの	K G	
	090	- - その他のもの	K G	」 」
「	011	- - - たてメリヤスのもの	K G	
	019	- - - その他のもの	K G	
	021	- - - 他のもの	K G	
	029	- - - 他のもの	K G	」 も

「	010	- - 模様編みの組織を有するもの	K G	」 い
	090	- - その他のもの	K G	

改め 10°

回形紙 KOOIII・III〇印母

「	010	- - 模様編みの組織を有するもの	K G	」 も
	011	- - - たてメリヤスのもの	K G	
	019	- - - その他のもの	K G	
		- - その他のもの		
	021	- - - たてメリヤスのもの	K G	
	029	- - - その他のもの	K G	

改め 10°

回形紙 KOOIII・四〇印母

「	010	- - 模様編みの組織を有するもの	K G	」 も
	090	- - その他のもの	K G	
		- - その他のもの		
	011	- - - たてメリヤスのもの	K G	
	019	- - - その他のもの	K G	
		- - その他のもの		
	021	- - - たてメリヤスのもの	K G	
	029	- - - その他のもの	K G	

「	010	- - 模様編みの組織を有するもの	K G	」 ト
	090	- - その他のもの	K G	」 ト

改め第⑩

回帳紙KOOIII・六〇四廿

「	010	- - 模様編みの組織を有するもの	K G	」 ト
	011	- - - たてメリヤスのもの	K G	」 ト
	019	- - - その他のもの	K G	」 ト
		- - その他のもの		
	021	- - - たてメリヤスのもの	K G	」 ト
	029	- - - その他のもの	K G	」 ト

改め第⑩

回帳紙KOOII・一〇四廿

「	010	- - - 縞製のもの	K G	」 ト
	011	- - - - たてメリヤスのもの	K G	」 ト
	019	- - - - その他のもの	K G	」 ト

「	010	- - - 縞製のもの	K G	」 ト
---	-----	-------------	-----	-----

「		- - - その他のもの		
		- - - - たてメリヤスのもの		
	022	- - - - - 合成繊維製のもの	K G	
	024	- - - - - その他のもの	K G	
		- - - - その他のもの		
	027	- - - - - 人造繊維製のもの	K G	
	029	- - - - - その他のもの	K G	」 も

「	020	- - - その他のもの	K G	」 も
---	-----	--------------	-----	-----

「		- - - - 綿製のもの		
	031	- - - - - たてメリヤスのもの	K G	
	039	- - - - - その他のもの	K G	」 も

「	030	- - - - 綿製のもの	K G	」 も
---	-----	---------------	-----	-----

「		- - - - 人造繊維製のもの		
	041	- - - - - たてメリヤスのもの	K G	
	049	- - - - - その他のもの	K G	」 も

「	040	- - - 人造纖維製のもの	K G	」 ト
---	-----	----------------	-----	-----

「		- - - その他のもの		
	091	- - - たてメリヤスのもの	K G	
	099	- - - その他のもの	K G	」 を

「	090	- - - その他のもの	K G	」 ト
---	-----	--------------	-----	-----

改め 10°

回転紙 KOOE・P0印

「		- - - その他のもの		
	012	- - - たてメリヤスのもの	K G	
	019	- - - その他のもの	K G	」 を

「	013	- - - その他のもの	K G	」 ト
---	-----	--------------	-----	-----

「		- - - その他のもの		
		- - - たてメリヤスのもの		
	022	- - - 合成纖維製のもの	K G	
	024	- - - その他のもの	K G	
		- - - その他のもの		
	027	- - - 人造纖維製のもの	K G	

	029	- - - - - その他のもの	K G	」 も
「	023	- - - - - その他のもの	K G	」 も
「		- - - - - その他のもの		
	032	- - - - - たてメリヤスのもの	K G	
	039	- - - - - その他のもの	K G	」 も
「	033	- - - - - その他のもの	K G	」 も
「		- - - - - その他のもの		
	042	- - - - - たてメリヤスのもの	K G	
	049	- - - - - その他のもの	K G	」 も
「	043	- - - - - その他のもの	K G	」 も
「		- - - - - その他のもの		
	092	- - - - - たてメリヤスのもの	K G	
	099	- - - - - その他のもの	K G	」 も
「	093	- - - - - その他のもの	K G	」 も

改定第8回

回帳紙K00K・III | 印合

「		- - - 模様編みの組織を有するもの		
	011	- - - - ナイロンその他のポリアミドのもの	K G	
	012	- - - - ポリエステルのもの	K G	
	013	- - - - アクリル又はモダクリルのもの	K G	
	014	- - - - その他のもの	K G	」 も

「	010	- - - 模様編みの組織を有するもの	K G	」 1J'
---	-----	---------------------	-----	-------

「		- - - - 合成纖維又はこれとアセテート纖維を合わせた ものの重量が全重量の 50%を超えるもの		
		- - - - - 合成纖維製のもの		
	022	- - - - - ポリエステルのもの	K G	
	024	- - - - - その他のもの	K G	」 も

「	021	- - - - 合成纖維又はこれとアセテート纖維を合わせた ものの重量が全重量の50%を超えるもの	K G	」 1J
---	-----	--	-----	------

改定第8回

回帳紙K00K・III | 印合

「		- - - 模様編みの組織を有するもの		
---	--	---------------------	--	--

011	- - - - ナイロンその他のポリアミドのもの	K G
012	- - - - ポリエステルのもの	K G
013	- - - - アクリル又はモダクリルのもの	K G
014	- - - - その他のもの	K G」 や

「	010	- - - 模様編みの組織を有するもの	K G」 イ
---	-----	---------------------	--------

「		- - - - 合成纖維又はこれとアセテート纖維を合わせた ものの重量が全重量の 50%を超えるもの	
		- - - - 合成纖維製のもの	
	022	- - - - - ポリエステルのもの	K G
	024	- - - - - その他のもの	K G」 や

「	021	- - - - 合成纖維又はこれとアセテート纖維を合わせた ものの重量が全重量の50%を超えるもの	K G」 イ
---	-----	--	--------

各々 10°

回形紙 KOOK・IIIIV印母

「		- - - 模様編みの組織を有するもの	
	011	- - - - ナイロンその他のポリアミドのもの	K G
	012	- - - - ポリエステルのもの	K G
	013	- - - - アクリル又はモダクリルのもの	K G

	014	- - - その他のもの	K G	」 や
「	010	- - - 模様編みの組織を有するもの	K G	」 や
「		- - - - 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせた ものの重量が全重量の 50%を超えるもの		
		- - - - 合成繊維製のもの		
	022	- - - - - ポリエステルのもの	K G	
	024	- - - - - その他のもの	K G	」 や
「	021	- - - - 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせた ものの重量が全重量の50%を超えるもの	K G	」 や

改め NQ°

回形紙 KOO-K・川田印母

		- - - 模様編みの組織を有するもの		
「	011	- - - - ナイロンその他のポリアミドのもの	K G	
	012	- - - - ポリエステルのもの	K G	
	013	- - - - アクリル又はモダクリルのもの	K G	
	014	- - - - その他のもの	K G	」 や
「	010	- - - 模様編みの組織を有するもの	K G	」 や

		- - - - 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせた ものの重量が全重量の 50%を超えるもの		
		- - - - 合成繊維製のもの		
022		- - - - ポリエステルのもの	K G	
024		- - - - その他のもの	K G	」 も

	021	- - - - 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせた ものの重量が全重量の50%を超えるもの	K G	」 12
--	-----	--	-----	------

改定 NO°

回帳欄 | | | . | ○印母

		- - - ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模 様編みの組織を有するもの		
311		- - - 第61.05項（オープンシャツ、ポロシャツその他 これらに類するシャツのものに限る。）、第 61.06項（ブラウス、シャツブラウス、オープン シャツ、ポロシャツその他これらに類するシャ ツのものに限る。）、第61.09項（異なる色の糸 から成るもの又はなせんしたものに限る。）の ものと同一種類のもの	N O	K G
312		- - - 第61.10項のものと同一種類のもの	N O	K G

	319	- - - その他のもの	N O	K G	」 や
「	310	- - - ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模 様編みの組織を有するもの	N O	K G	」 や
「	321	- - - その他のもの - - - 第61.05項（オープンシャツ、ポロシャツその他 これらに類するシャツのものに限る。）、第 61.06項（ブラウス、シャツブラウス、オープン シャツ、ポロシャツその他これらに類するシャ ツのものに限る。）、第61.09項（異なる色の糸 から成るもの又はなせんしたものに限る。）の ものと同一種類のもの	N O	K G	
	322	- - - 第61.10項のものと同一種類のもの	N O	K G	
	329	- - - その他のもの	N O	K G	」 や
「	390	- - - その他のもの	N O	K G	」 や

改定 NQ°

回帳紙表 | | | . | | ○印母

		- - - ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模 様編みの組織を有するもの			
--	--	--	--	--	--

311	- - - - 第61.05項（オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツのものに限る。）、第61.06項（ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツのものに限る。）、第61.09項（異なる色の糸から成るもの又はなせんしたものに限る。）及び第61.10項（トレーナーに限る。）のものと同一種類のもの	N O	K G	
312	- - - - 第61.10項（トレーナーを除く。）のものと同種類のもの	N O	K G	
319	- - - - その他のもの	N O	K G	」 も
「	310 - - - ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	N O	K G	」 じ
「	- - - その他のもの			
321	- - - - 第61.05項（オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツのものに限る。）、第61.06項（ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツのものに限る。）、第61.09項（異なる色の糸			

		から成るもの又はなせんしたものに限る。) 及 び第61.10項(トレーナーに限る。)のものと同 一種類のもの	N O	K G	
322	- - - - 第61.10項(トレーナーを除く。)のものと同一 種類のもの		N O	K G	
329	- - - - その他のもの		N O	K G	」 も

「	390	- - - その他のもの	N O	K G	」 」
---	-----	--------------	-----	-----	-----

各も 10°

四帳紙 K I I I • III〇印母

「		- - - ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模 様編みの組織を有するもの			
311	- - - - 第61.05項(オープンシャツ、ポロシャツその他 これらに類するシャツのものに限る。)、第 61.06項(ブラウス、シャツブラウス、オープン シャツ、ポロシャツその他これらに類するシャ ツのものに限る。)、第61.09項(異なる色の糸 から成るもの又はなせんしたものに限る。) 及 び第61.10項(トレーナーに限る。)のものと同 一種類のもの		N O	K G	
312	- - - - 第61.10項(トレーナーを除く。)のものと同一				

		種類のもの	N O	K G	
	319	- - - その他のもの	N O	K G	」 や
「	310	- - - ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模 様編みの組織を有するもの	N O	K G	」 リ
「		- - - その他のもの			
	321	- - - - 第61.05項（オープンシャツ、ポロシャツその他 これらに類するシャツのものに限る。）、第 61.06項（ブラウス、シャツブラウス、オープン シャツ、ポロシャツその他これらに類するシャ ツのものに限る。）、第61.09項（異なる色の糸 から成るもの又はなせんしたものに限る。）及 び第61.10項（トレーナーに限る。）のものと同 一種類のもの	N O	K G	
	322	- - - - 第61.10項（トレーナーを除く。）のものと同一 種類のもの	N O	K G	
	329	- - - - その他のもの	N O	K G	」 や
「	390	- - - その他のもの	N O	K G	」 リ

回帳紙K111・六〇印母

		- - - ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模 様編みの組織を有するもの		
311	- - - - 第61.05項（オープンシャツ、ポロシャツその他 これらに類するシャツのものに限る。）、第 61.06項（ブラウス、シャツブラウス、オープン シャツ、ポロシャツその他これらに類するシャ ツのものに限る。）、第61.09項（異なる色の糸 から成るもの又はなせんしたものに限る。）の ものと同一種類のもの	N O	K G	
312	- - - - 第61.10項のものと同一種類のもの	N O	K G	
319	- - - - その他のもの	N O	K G	」 や

	310	- - - ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模 様編みの組織を有するもの	N O	K G	」 や
--	-----	--	-----	-----	-----

		- - - その他のもの			
321	- - - - 第61.05項（オープンシャツ、ポロシャツその他 これらに類するシャツのものに限る。）、第 61.06項（ブラウス、シャツブラウス、オープン シャツ、ポロシャツその他これらに類するシャ				

		ツのものに限る。)、第61.09項(異なる色の糸 から成るもの又はなせんしたものに限る。)の ものと同一種類のもの	N O	K G	
322	- - - -	第61.10項のものと同一種類のもの	N O	K G	
329	- - - -	その他のもの	N O	K G	」 も

「	390	- - - その他のもの	N O	K G	」 も
---	-----	--------------	-----	-----	-----

改め第

回形紙ナリヤ・スコット

「		- - - 綿製のもの			
011	- - - -	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び 模様編みの組織を有するもの	N O	K G	
012	- - - -	その他のもの	N O	K G	」 も

「	014	- - - 綿製のもの	N O	K G	」 も
---	-----	-------------	-----	-----	-----

「		- - - その他のもの			
013	- - - -	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び 模様編みの組織を有するもの	N O	K G	
019	- - - -	その他のもの	N O	K G	」 も

「	015	- - - その他のもの	NO	KG	」 U
---	-----	--------------	----	----	-----

改め Q°

回表紙第〇〇一・一〇印や六〇六〇四〇九〇°

「	7002.20	000	- 棒	KG	
---	---------	-----	-----	----	--

回表紙第〇〇四・六〇印や六〇六〇四〇九〇°

「	7004.90	000	- その他のもの	SM	
---	---------	-----	----------	----	--

回表紙第〇〇四・一〇印や

「	020	- - - 厚さが 4 ミリメートルを超え 6 ミリメートル以下 のもの	SM	」 や
---	-----	---	----	-----

改め Q°

回表紙第 一一一・一〇印や六〇六〇四〇九〇°

「	8112.30	000	- ゲルマニウム	KG	
---	---------	-----	----------	----	--

回表紙第 一〇四・十〇印や

「	090	- - その他のもの	KG	」 や
---	-----	------------	----	-----

「	020	- - 作用する部分に焼結した金属炭化物又はサーメット を使用したもの（刃が取り付けられているかいない かを問わない。）	KG	
	090	- - その他のもの	KG	」 U

改め Q°

回表紙第 一二一・一〇印や六〇六〇四〇九〇°

8413. 19	000	- - その他のもの	NO	K G
----------	-----	------------	----	-----

同表第六回 | 四・四〇印やぶゆいりをも。

8414. 40	000	- 気体圧縮機（けん引用の車輪付きシャシを取り付けた ものに限る。）	NO	K G
----------	-----	---------------------------------------	----	-----

同表第六回 | 四・四一印由

r	090	- - - その他のもの	NO	K G
---	-----	--------------	----	-----

r	020	- - - 換気扇（羽根の先端によつて描かれる円の直径が 50センチメートル以下のものに限る。）	NO	K G
	090	- - - その他のもの	NO	K G

改める。

同表第六回 | 五・五〇印やぶゆいりをも。

8418. 40	000	- 直立型冷凍庫（容量が900リットル以下のものに限 る。）	NO	K G
----------	-----	-----------------------------------	----	-----

同表第六回 | 六・六〇印やぶゆいりをも。

8429. 40	000	- 突固め用機械及びロードローラー	NO	K G
----------	-----	-------------------	----	-----

同表第六回 | 七・七〇印やぶゆいりをも。

8443. 19	000	- - その他のもの	NO	K G
----------	-----	------------	----	-----

同表第六回 | 八・八〇印やぶゆいりをも。

8451. 80	000	- その他の機械	NO	K G
----------	-----	----------	----	-----

同表第六回 | 九・九〇印やぶゆいりをも。

8451.90	000	- 部分品	K G
同表第八四五八・一九号を次のものに替る。			
8458.19	000	- - その他のもの	N O K G
同表第八四五九・五九号を次のものに替る。			
8459.59	000	- - その他のもの	N O K G
同表第八四五九・六九号を次のものに替る。			
8459.69	000	- - その他のもの	N O K G
同表第八四六〇・一九号を次のものに替る。			
8460.29	000	- - その他のもの	N O K G
同表第八四六一・三〇号を次のものに替る。			
8463.30	000	- 線の加工機械	N O K G
同表第八四〇一・四〇号を次のものに替る。			
8501.53	000	- - 出力が75キロワットを超えるもの	N O K G
同表第八五六・九一号を次のものに替る。			
8526.92	000	- - 無線遠隔制御機器	N O K G
同表第八五九・四九号を次のものに替る。			
8539.49	000	- - その他のもの	N O
同表第八〇四・一〇号を次のものに替る。			
8704.21	000	- - 車両総重量が5トン以下のもの	N O
同表第八〇四・一〇号を次のものに替る。			
8704.22	000	- - 車両総重量が5トンを超え20トン以下のもの	N O

同表第八七一・一〇号を次のように改める。

8711.20	- シリンダー容積が 50 立方センチメートルを超え 250 立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの	
010	- - シリンダー容積が 50 立方センチメートルを超え 125 立方センチメートル以下のもの	NO
090	- - その他のもの	NO

同表第八七一四・九一号を次のように改める。

8714.91 000 - - フレーム体及び前ホーク並びにこれらの部分品 K G

同表第八七一四・九二号を次のように改める。

8714.92	000	- - リム及びスポーク	NO	K G
---------	-----	--------------	----	-----

同表第九〇九・一〇〇号を次の通り改める。

9006.30	000	- 水中用、航空測量用又は内臓の医学的検診用に特に設 計した写真機及び法廷用又は鑑識用の比較カメラ	N O	K G
---------	-----	--	-----	-----

同表第九〇・一四・一〇号を次のように改める。

9014.20 000 - 空中又は宇宙の航行用の機器（羅針盤を除く。） NO KG

同表第九〇一五・ハ〇号を次のように改める。

9015.80	000	- その他の機器	NO	KG
---------	-----	----------	----	----

同表第九〇一六・〇〇号を次のように改める。

9016.00 000 はかり（感量が50ミリグラム以内のものに限るものと
し、分銅を附属させてあるかないかを問わない。） K G

回表第六〇 | ハ・イ〇印や六〇九〇上記を^ノ。

9017. 80	000	- その他の機器	N O	K G
----------	-----	----------	-----	-----

回表第六〇 | 四・一〇印や六〇九〇上記を^ノ。

9024. 10	000	- 材料試験器（金属を試験するものに限る。）	N O	K G
----------	-----	------------------------	-----	-----

回表第六〇 | 四・イ〇印や六〇九〇上記を^ノ。

9024. 80	000	- その他の機器	N O	K G
----------	-----	----------	-----	-----

回表第六〇 | ハ・イ〇印や六〇九〇上記を^ノ。

9025. 80	000	- その他の機器	N O	K G
----------	-----	----------	-----	-----

回表第六〇 | ハ・イ〇印や六〇九〇上記を^ノ。

9026. 10	000	- 液体の流量又は液位の測定用又は検査用のもの	N O	K G
----------	-----	-------------------------	-----	-----

回表第六〇 | ハ・イ〇印や六〇九〇上記を^ノ。

9026. 80	000	- その他の機器	N O	K G
----------	-----	----------	-----	-----

回表第六〇 | ハ・三〇印や六〇九〇上記を^ノ。

9027. 30	000	- 分光計、分光光度計及び分光写真器（紫外線、可視光 線又は赤外線を使用するものに限る。）	N O	K G
----------	-----	--	-----	-----

回表第六〇 | ハ・一〇印や六〇九〇上記を^ノ。

9029. 10	000	- 積算回転計、生産量計、タクシーメーター、走行距離 計、歩数計その他これらに類する物品	N O	K G
----------	-----	---	-----	-----

回表第六〇 | ハ・一〇印や六〇九〇上記を^ノ。

9405. 10	000	- シャンデリアその他の天井用又は壁掛け用の電気式照 明器具（公共の広場又は街路の照明に使用する種類の		
----------	-----	--	--	--

		ものを除く。)		K G
--	--	----------	--	-----

同表第九回〇四・一〇号中略

9405.20	000	- 卓上用、机上用、ベッドサイド用又は床置き用の電気式ランプ		K G
---------	-----	--------------------------------	--	-----

同表第九回〇四・四〇号中

r		- - その他のもの		
	021	- - - 木製のもの		K G
	022	- - - 大理石製のもの		K G
	029	- - - その他のもの		K G 「」を

r	090	- - その他のもの		K G 「」を
---	-----	------------	--	---------

改める。

同表第九回〇五・九九号中

r	010	- - - 大理石製のもの		K G 「」を
---	-----	---------------	--	---------

削る。